

副

## 第 15 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

平成 25 年 6 月 10 日 開会

平成 25 年 6 月 17 日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 6月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6月10日	月	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑 委員会付託・委員会
6月11日	火	休 会	委員会
6月12日	水	本会議	一般質問
6月13日	木	本会議	一般質問
6月14日	金	本会議	一般質問
6月15日	土	休 会	休 会
6月16日	日	休 会	休 会
6月17日	月	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 37 号

平成 25 年 6 月第 15 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 6 月 3 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

1 期 日 平成 25 年 6 月 10 日  
2 場 所 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

平成25年6月10日(月曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畠地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

12番 宮川徳光

13番 池内弘道

議事日程第1号

平成25年6月10日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第15号（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議案第7号（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第5 議案第8号（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第6 議案第9号（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第7 議案第10号から議案第14号

（提案理由の説明・質疑・委員会付託）

●町長から提出された議案

- |          |  |
|----------|--|
| 議案第 7 号  | 平成 24 年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結について    |
| 議案第 8 号  | さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結について      |
| 議案第 9 号  | 黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解について                  |
| 議案第 10 号 | 専決処分の承認を求ることについて（平成 25 年度国民健康保険事業特別会計補正予算） |
| 議案第 11 号 | 黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 議案第 12 号 | 黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条例について               |
| 議案第 13 号 | 黒潮町防災対策加速化基金条例の制定について                      |
| 議案第 14 号 | 平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算について                    |
| 議案第 15 号 | 監査委員の選任について                                |

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 請願第 24 号 | 伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書について        |
| 陳情第 25 号 | 「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書採択の陳情書について |

## 議事の経過

平成25年6月10日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

ただ今から、平成25年6月第15回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第65号が町長から、報告第66号および67号が監査委員から提出されました。議席に配付しますのでご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情書等は議席に配付しています文書表のとおりです。請願第24号を産業建設常任委員会に、陳情第26号を総務常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、各常任委員会等の正副委員長の互選についてを報告します。

この件につきましては、平成25年5月13日に各常任委員会等を開催し、それぞれの委員会において互選をしたものです。

初めに、総務常任委員会の正副委員長の報告をします。

委員長に森治史君、副委員長に山崎正男君を互選しました。

次に、産業建設常任委員会の正副委員長の報告をします。

委員長に坂本あやさん、副委員長に小松孝年君を互選しました。

次に、教育厚生常任委員会の正副委員長の報告をします。

委員長に西村将伸君、副委員長に宮地葉子さんを互選しました。

次に、議会広報常任委員会の正副委員長の報告をします。

委員長に宮川徳光君、副委員長に藤本岩義君を互選しました。

次に、議会運営委員長会の正副委員長の報告をします。

委員長に小松孝年君、副委員長に宮地葉子さんを互選しました。

以上で、正副常任委員長等の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成25年6月第15回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

本議会におきましても真摯（しんし）な答弁に努めてまいりますので、慎重なご審議をよろしくお願ひ致します。

それでは行政報告をさせていただきます。

まず、協働の森づくり事業についてでございます。

平成 25 年 5 月 20 日、高知県庁におきまして、町、高知県、幡東森林組合および四国コカ・コーラボトリング株式会社の 4 者で、四国コカ・コーラ黒潮町協働の森パートナーズ協定を締結させていただきました。

香川県高松市に本社を置く同社は、四国 4 県の皆さんにコカ・コーラをはじめとする清涼飲料水を製造し、お届けする会社として 1963 年に設立されました。以来、業界のリーディングカンパニーとしての地位を築きつつ、多様化するニーズに対応しながら地域とともに歩んでまいりました。さらに、四国という地域社会の一員として文化、スポーツ、環境保全活動を推進されており、このたび高知県のご紹介により、環境保全を重視する同社と黒潮町の協定締結に至ったものでございます。

この協定では、平成 25 年から平成 27 年の 3 年間に同社から提供される 90 万円の協賛金を活用し、熊野浦久保浦山の 42 ヘクタールにおきまして、間伐、除伐、補植、作業道整備などを実施する計画となっております。施業につきましては、幡東森林組合にご協力、ご支援をお願いすることと致しております。

また、同社の皆さん方には黒潮町へご来町いただき、地域の方々と一緒に森林整備の体験をしていただくとともに、地域資源でありますカツオや天日塩を使った交流も考えております。町と致しましても、協定締結を機会に同社と連携して観光客の誘致や交流人口の拡大に努め、森林の再生と交流の促進を図ってまいります。

次に、さが道の駅の名称についてでございます。

さが道の駅の名称は、なぶら土佐佐賀と決定致しました。

さが道の駅の名称の選定に当たりましては、まず、さが道の駅設立準備委員会が平成 25 年 4 月 24 日から 5 月 10 日までの期間、佐賀地区の区長さまを通じて公募を行いました。その結果、96 件の応募がございました。その内訳は、土佐佐賀を表記したものが 36 件、なぶらと表記したものが 10 件あり、この結果を基にワーキング委員会におきまして、土佐佐賀となぶらを合わせた、なぶら土佐佐賀を候補案と致しました。この案を平成 25 年 5 月 22 日のさが道の駅の設立準備委員会ならびに 5 月 27 日の黒潮町執行機関会議に諮り、協議検討した結果、なぶら土佐佐賀と決定したものでございます。

今後におきましては、平成 26 年 4 月中のオープンを目指して工事の完成を急ぐとともに、関係者の皆さんと協議を重ね、佐賀地域の交流拠点施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、黒潮町庁舎移転建設計画についてでございます。

黒潮町庁舎の移転建設計画につきましては先の平成 25 年 3 月議会でご報告させていただきましたが、その後の状況についてご報告させていただきます。

3 月議会での報告時に、平成 25 年度中には津波防災拠点市街地形成施設の認定を受けるとともに、庁舎基本計画を策定し、速やかに用地取得および基本設計に入っていきたいとご報告させていただいたところでございます。この移転建設計画は、庁舎や防災広場、公営住宅などの施設が混住することから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく一団地の津波防災市街地形成施設として立案し、被災地以外においてこのような計画は日本国内では初めての試みとなることから、国土交通省、高知県、黒潮町の 3 者で協議会を設立し、移転先の都市計画決定を行なう方法を選択して計画を進めているところでございます。

4 月 11 日には、この津波防災拠点施設の整備計画を策定する委託業務を大日本コンサルタントに発注し、関係省庁への許認可の申請図書および庁舎建設の基本計画等を策定中でございます。なお、この庁舎建設はこの後基本設計に入ってまいりますが、ここでは住民の皆さまのご意見も設計に反映すべく、新庁舎建設にかんする住民アンケートを実施致しますので、ご協力をよろしくお願い致します。

最後に、平成 24 年度普通会計等の決算見込みの概要についてでございます。

平成 24 年度普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、1 億円を減債基金に積み立てた上に、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約 2 億 8,500 万円になる見込みでございます。このうち、繰越財源の約 2 億円を差し引いた実質収支が 8,500 万円程度の黒字となる見込みでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計などの 8 つの特別会計決算でございますが。

国民健康保険事業特別会計につきましては、1 億 1,200 万の大幅な赤字となる見込みでございます。このことから、平成 24 年度に続き平成 25 年度でも繰上充用を行なう補正予算を 5 月 31 日付で専決処分し、今議会で承認を受けることと致しております。

その他の特別会計は、給与等集中処理特別会計のゼロ決算以外はすべて黒字決算となる見込みでございます。

また、財政指標の一つである実質公債費比率は、優良起債の導入に努めたことや繰上償還の効果により、若干ではありますが下がる見込みとなっております。

今後も、南海地震対策や庁舎移転建設ならびに入野駅前広場整備などの大型事業が控えておりますので起債残高の増加が予想されることから、今まで以上な慎重な財政運営を心掛けてまいります。今後とも、議員の皆さまをはじめ住民の皆さま方のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（植田 壮君）

おはようございます。

私の方から少し、議案の訂正をお願いするものでございます。

お手元にお配りしてます議案書の 4 ページをお開きください。

ここでは議案第 9 号の 1、当事者の所の甲はですね、静岡県駿河区となっておりますけれども、ここにですね静岡市が入ることになっておりますので、そのへんの訂正をお願いしたいということでございます。

なお、正誤表を皆さまの方にお配りしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで副町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、12 番、宮川徳光君、13 番、池内弘道君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 10 日から 6 月 17 日までの 8 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は 8 日間に決定しました。

これから議案第 15 号、監査委員の選任についてを議題としますが、この件につきましては地方自治法第 117 条の規定により小永正裕君は除斥の対象となりますので、小永正裕君の退場を求めます。

日程第 3、議案第 15 号、監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第 15 号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出監査委員の下村議員がこのたび副議長に就任したことにより、6 月 10 日に監査委員の辞職願が提出され、受理致しました。これに伴い欠員となった監査委員に小永議員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

地方分権の時代に入り、監査委員の果たす役割はますます重要性を増しております。小永議員につきましては議会経験も豊富でございますし、これまで監査委員のご経験がおありでございます。こういった状況を踏まえ、町と致しましては小永議員が適任であると判断して、今回のご提案とさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 14 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番、西村将伸君、4 番、坂本あやさんを指名します。

議案第 15 号、監査委員の選任についてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

西村君、坂本さん、投票箱の確認をお願いします。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり小永正裕君を選任することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により否と見なすことになります。

1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西村君、坂本さん、立会をお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 14 票、そのうち有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 14 票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成全員です。

従って、議案第 15 号、監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

小永正裕君の入場を許可します。

ここで、監査委員に選任されました小永正裕君から就任のごあいさつをいただきたいと思います。

小永正裕君、よろしくお願ひします。議席でお願いします。

監査委員（小永正裕君）

ただ今、町の監査委員にご推挙いただきまして、大変光栄に感じておるところでございます。

ここ数年は、災害対策事業が町の方がめじろ押しになっておりまして、大変ダイナミックな財政の流れがあるかと思います。民間選出の監査委員と協力致しまして、正確なお金の流れを 2 人で一生懸命協力し合って監視し、また議会の方に正確な情報を挙げていきたいと考えております。

今後ともまたよろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

(会場から拍手あり)

議長（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

これからは監査委員として、より効果的、効率的で透明性の高い町政運営の推進のためご尽力くださいますよう、よろしくお願ひ致します。

日程第 4、議案第 7 号、平成 24 年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第 7 号、平成 24 年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

この工事につきましては、5 月の 30 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでござります。

契約の目的は、平成 24 年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 1 億 5,172 万 5,000 円でございます。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南綜合建設株式会社、代表取締役、中澤正志でございます。

なお、この入札の指名業者数は 11 社で、町内業者 3 社と幡多地域内の業者 8 社でございましたが、入札は町外業者 1 社が辞退しましたので、10 社で実施を致しました。

そのほか、契約にかんする資料を添付させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上で議案第 7 号の説明を終わりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、議案第 7 号、平成 24 年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事について詳細を説明致します。

参考資料の 1 ページをお開きください。

消費税を除いた設定金額は 1 億 5,215 万 3,000 円。同じく消費税を除いた落札額は 1 億 4,450 万円。消費税を含んだ契約額は 1 億 5,172 万 5,000 円となっています。請負率は 94.97 パーセント。工期は平成 25 年 6 月 11 日から平成 26 年 1 月 31 日までとなっています。

工事は、鉄筋コンクリート 2 階建て校舎の北棟、中棟、南棟の 3 棟の耐震補強工事と改修工事、鉄骨平屋建ての校舎の技術室棟の耐震補強工事と改修工事および外構工事であります。

まず、鉄筋コンクリート 2 階建ての校舎の説明を致します。参考資料 2 ページをご覧ください。平面図は上が北となっております。

耐震補強工事は、鉄筋コンクリート 2 階建ての校舎北棟 1 階にプレースを 3 カ所、中棟 1 階にプレースを 2 カ所、南棟 1 階にプレースを 5 カ所の、計 10 カ所を新設致します。併せて、職員室、廊下等の床や壁の改修、渡り廊下の天井の張り替え等を行います。

トイレは、南棟の職員トイレに多目的トイレを設置するとともに、職員トイレおよび生徒用のトイレの和式の一部を洋式に改修致します。

3 ページをご覧ください。

鉄筋コンクリート 2 階建ての校舎 2 階部分についても、床や壁の改修のほか、生徒用トイレの改修を行います。

4 ページをご覧いただきたいと思います。

鉄筋コンクリート 2 階建て校舎の屋上部分については、屋上防水改修や外壁塗装改修等を行います。

5 ページをご覧ください。

鉄骨平屋建ての技術室棟の耐震補強工事については、現状プレース 16 ミリのものを JIS 認定プレース M18、16.2 ミリのものに 8 カ所取り替えを致します。また、改修工事は外壁の改修を行います。

このほか、ガラスにつきましては強化ガラスに改修を致します。また、屋上の給水タンクを含めた給水設備の改修、消火設備、防火扉等の改修を行います。外構工事については、体育館前の駐輪場の解体、アスファルト舗装工事等の実施を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第7号、平成24年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についての質疑はありますか。

明神君。

10番（明神照男君）

自分、不勉強で分からんがですけど、プレースいうたらどんなあれになるですかね。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

佐賀庁舎が今耐震補強をしていますけれども、あの所々にX字の鉄骨を入れてると思うのですが、あのような形状のものを通常プレースといいます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

議案第7号、平成24年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第7号、平成24年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましても5月30日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）で、工事番号が第252-9-1号でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が1億1,340万円でございます。

契約の相手方は高知県幡多黒潮町伊與喜43番地5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平でございます。

なお、この入札の指名業者数は11社で、町内業者3社と幡多地域内の業者8社でございましたが、入札は町外業者1社が辞退致しましたので、10社で実施を致しました。

そのほか、契約にかんする資料を添付させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上で議案第8号の提案説明を終わりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

配布参考資料をご覧いただきたいと思います。まず6ページをお開きください。

設計金額および請負契約金額とも1億1,097万1,726円で、入札の結果、1億800万円で落札を致しました。

請負率は97.32パーセントとなっており、工期につきましては平成25年6月11日から平成26年1月31日までとなっております。

契約金額につきましては、1億1,340万円で株式会社土居建設と契約を締結するものでございます。

続いて、工事の概要についてご説明致します。まず7ページをお開きください。

本工事は赤色で着色した建築主体工事で、それにかんする電気工事、そして外構工事等の駐車場を含む外構工事を実施するものでございます。建物は木造平屋建てで、屋根がスギ材を使用したトラス構造、三角形の集合体となっております。

次に、8ページをお開きください。

建築延べ床面積は558.52平方メートルで、施設の配置としては農林水産物直売所、そしてフードコート、情報発信スペース、トイレ等を計画しています。

建築主体工事の主な内容は、木工工事、建具、コンクリート工事、外装工事であります。電気工事としては、

電灯設備の照明等の設置やその配線、そして屋外の受変電設備、ケーブル工事等でございます。

外構工事としては、舗装工事、排水溝、縁石等でございます。

次に、9ページをお開きください。

この図面は、さまざまな位置から見た完成予想図です。先ほど説明しましたが、木材をふんだんに使った建物で、コンセプトと致しましてはカツオの町、漁業の町、佐賀の食文化の情報発信拠点としています。今回の新築工事によりさまざまな情報を発信し、地域振興に努めていきたいと考えております。

以上、さが道の駅施設新築工事の説明を終わりたいと思います。どうかよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

お伺い致しますが、この建築主体工事の中に、今の説明ではあれですけど、中に入る設備等はどのへんまで組み入れて、まあ建設主体工事の中に含まれておるのかということと。

まあちょっとあれですけども、こうやって確実に着工しておりますので、その受け皿となる法人格を持つ者の立ち上げが同時進行でできてるのか。それと、できておればどういう組織で、どういう方々のグループが。もし決まっておれば。ちょっとこの工事とは違うかもしれませんけど、一応来年の4月を目指してのスタートで工事が始まりますので、これに対して指定管理者らをどうのこうのやないけど、そういう組織ができるおるものならできてるかということと。

前回まではちょっと、前回の入札、道路の関係の町道の拡幅の工事について、小川の猿飼地区とか、それから成又の工事のときの請負金額が大体85パーセントから87パーセントだったのですが、また今回は双方とも95パーセントを超えておりますということで。まあこれは請負の関係ですので、また元にもんたかなという感じを受けておりますが。

それと、請負率出すときにどうしても請負対象金額として出てきておりますけど、この予定価格を超した場合は入札は失格になると思うんですが。どういうがでこのときには予定価格でその請負率を出さないのか。落札価格を出さないのかということについて。

そのへんをちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

指定管理者についての質問がありましたが、それは分かる範囲で構いませんので。

建設課長（今西文明君）

それでは、工事の内容について補足をしたいと思います。

まず初めに、今回は建築主体工事、電気設備工事、外構工事を発注したものでございます。その中身は先ほど補足説明しましたように、建築主体工事としては特にその中では木工工事、その木工の基礎となるコンクリート工事、そして建具、ガラス、そして外装工事等を工事内容としております。

そして、外構の中では駐車場の舗装工事、そしてそれに伴う排水溝の設置がありますので、そういう工事。そして、車止め等の工事がございます。

そして、トイレにつきましては、トイレの洗面カウンター、あるいはユニットであるとか、そういうものをこの工事で発注をしております。

次に、組織の問題について、現在の進ちょくについてご説明を申し上げます。

この組織につきましては、現在、道の駅準備委員会の中でその受け皿となる町内の4団体を中心として、現在議論をしているところでございます。

流れとしては、10月にその設立に向けての新会社を設立し、そして、その受け皿となる会社の登記を持っていきたいというように考えております。それぞれの団体の所で協議を重ね、そういったスケジュールで受け皿として指定管理を受けられるように努力してるとお聞きしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田　壯君）

請負率の出し方ということでございますけれども。この参考資料にあります請負率はですね、そこに書いておりますように落札金額を請負対象金額で割ったものでございますけれども。

この予定価格で出せということだと思いますけれども、基本的にはですね請負対象金額、これが元になりますので、こういう出し方をしております。予定価格は町独自で定めていくものでございますので、こういう、この参考資料としてはそういう形で出さしていっております。で、もう皆さん、これ割つてもうたらすぐ出ますので、そのへんはまた参考にですねやっていただければというふうに思います。

それから、請負率が相当上っておるということでございますけれども。この部分につきましてはですね、これまで申し上げてきましたけれども、高知の場合は条例にあるように、基本的には80から100の間でですね落札していただければ適正な価格ということで決定をしておりますし、この問題についてですね、何ら疑問のある情報も入っておりませんので、適正なものとしてこういう形で出さしていただきました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11番（森　治史君）

再度、課長の方にお伺い致しますけど。

この今の説明でいきますと、エアコンなんかは入ってないということになりますかね。その設備の方に。

それと、副町長が言いました、請負がどうのこうのいうんじゃなくって、ちょっと前回よりも今回が1割程度、入札の予定価格らが違つてたもんでそのことについて。まあ、それは入札の業者の問題ですのでとやかく言うわけもありませんけど、ちょっとあまりにも上がりがひどかったもんでお伺いしただけです。

よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

課長、入っちゅうか入っちらんかだけでいいですよ。

建設課長。

建設課長（今西文明君）

失礼しました。

エアコン、空調工事は入っております。電気設備工事の中へ入っています。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行ないます。

議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結についての討論を行ないます。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行ないます。

この採決は、挙手によって行ないます。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第8号、さが道の駅施設新築工事（建築主体・電気・外構工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第9号、黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解についてをご説明させていただきます。

この水産加工施設につきましては、平成17年3月1日から土佐鰹水産株式会社に貸し付けをしていたところでございますが、平成24年5月7日に土佐鰹水産株式会社が静岡地方裁判所に破産申請され、平成25年5月25日付で静岡はるひ法律事務所の鈴木弁護士が破産管財人となりました。

本町はこれを受けまして、施設使用料5月分5万5,000円、施設内備品撤去費331万1,700円、および浄化槽の修繕費2,129万4,000円などの破産債権を静岡地方裁判所へ届け出し、これまで破産管財人と債権交渉を

進めてきたところでございます。

その結果、破産管財人から施設使用料の破産債権処理は今年10月に予定されておりますが、施設内備品撤去費につきましては土佐鰹水産株式会社から、現在の指定管理者へ所有備品を売却する際に撤去費込みで売却されているので破産債権としては認められないとの通知がございました。

次に、浄化槽の修繕費につきましては、この浄化槽は経年劣化のこともあり浄化槽の不具合の発生原因が特定できず、故障または故意、過失によるものではないので、黒潮町がする修理に要した費用135万8,700円を破産債権と認め、折半したい旨の通知を受けました。

町はこのことを受け、直ちに浄化槽メーカーに故障原因の特定が可能かどうか調査依頼を掛け、メーカーからの回答は、この浄化槽が整備されたのは平成9年度で、整備後相当の年数が経過しており、施設機器の耐用年数を経年劣化による経年補正で換算すると残存価格はほとんどなく、200万円程度にしかならない。また、平成17年に中空糸ろ過膜を交換修理し貸し付けしておりますが、耐用年数は3年で、もう残存価格はないとの回答でございました。

また、破産管財人からは予定配当率は10パーセントから15パーセント程度になる旨の報告もいただいております。

このような状況を総合的に検討した結果、現状回復に要した修繕費であります135万8,700円を折半することが妥当ではないかと判断し、今議会に和解の提案をさせていただいているところでございます。

そのほかに、土佐鰹水産株式会社の不要書類の処分費相当額1万5,250円を黒潮町が代行したため、その費用につきましては現在の指定管理者に請求する予定でございます。

これにより、静岡地方裁判所に届け出した債券のうち、施設内備品撤去費331万1,700円と浄化槽修繕費2,129万4,000円につきましては、上記の金員が支払われることを条件として債権の取り下げを行うものでございます。

ご理解いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第9号、黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解についての質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

皆さん遠慮されておるかも分からんと思いまして、それで自分、何点かについてお聞きしたいのですが。

まず1点目が、一応、町が債権として請求したがは2,406万。それで、結果として67万9,350円のお金が向こうから町へ入ることで一応これは良しとなっておるのですが、あまりに。先ほどちょっと町長の説明もいただいて、ああ、そういうことかなという形で分かることは分かったのですが。単純に考えて、2,400万のものが約70万ぐらいの金額で良いもんかどうか。

それから2点目が、浄化槽にかかるこのお金193万7,000円。ほんでこのお金と、それから今議会議案に出ている135万8,000円というお金との関係、自分分からもんでお聞きするがです。

それから、頂いた資料を見ていくと、新規交換が必要である機器類だが5年ごとのオーバーホールとあるが、この新規交換の予定。町としては施設として予定があるがかどうか。

それから、この議案の中に4番として、甲と乙は、浄化槽の不具合に関し、本和解書に定める他何らの債権債務のないことを相互に確認するとあります。この和解はあくまでも浄化槽の問題だけで、あとにはもうな

いもんかどうか。

そういう点についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

浄化槽の修繕に掛かった2,129万4,000円と、折半の67万9,350円の関係ということですが。これについては浄化槽の検査について、浄化槽の調査については協議会のところでも説明しましたように3回の調査を行つてもう耐用年数がないということで、債権届けとは別途に破産管財人から折衷案、和解案として、うちが工場の再開に当たって修繕費として使った費用の130万なにがしの半額の67万9,350円を和解提案としてもおるものです。

それから、浄化槽の業者からあつた193万7,790円ですが。これについてはメーカーの方に、4月22日に管財人の方から最終的な確定通知があつたことを受けて、メーカーに調査してもらったときの残存価格がこのくらいになるのではないかという金額です。

それから135万8,700円。これについては協議会のときにも説明しましたけど、再開に当たっての修繕費ということでポンプの取り換え、高電圧の受電施設の取り換え、それからグリストラップの汚泥の取り換えいうか処分ですね。それと、浄化槽メーカーに委託したときの委託金額。その4点の合計がこの金額です。

それから、新規に当たっての設備の交換予定ですが、現在のところは考えておりません。

それから、議案の最後の方にありますカッコ4番の、何ら債権債務のないことを相互に確認するということで、これ以外のことはありません。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

1番、2,400万の金額に対する67万9,350円。通常の債権じゃないもんです。まあ、通常言うたらおかしいですけど。こういう数字になつたがかなという形で理解はできるがですが。これは分かりました。

それで、この4番目の甲と乙という関係のあれについては、ここへ浄化槽の不具合に関しという言葉、文言が入っちょるもんで、ほんで浄化槽の問題はこれで一応終わると。しかし、自分ら分からんもんで、まだほかに債権があるがぜよということがどうかいうことでお聞きしたのですが、それは一応ないということで。

それともう1つ、自分、新規交換の問題は、一応この間の資料を頂いたときの説明では、この字がよう分からんがですけど、汚水槽の所を通さんずつに、何かこう排水しておるというような説明やったように思うがです。ほんでもし、初めの計画というか施設したら、このグリストラップいうかね、よう分からんがですけど。ここで一応油分なんかは除去して、それから出す。それで、そこからポンプアップして排水いうことになっておつて。ほんで、次の沈殿槽みたいなもんですかね。そこから出すようになっておつたのを、今は、自分この間受けた説明ではそこ通さずにしておるというような説明やったように思うもんで。

現実に、あそこくさいがです。あこ、出しようどこがね。自分はあれやけんど、くさいいう話があるがです。ほんで、もしそういうことで、今、その汚水、まあ環境の問題いろいろあって、そういうあれが出てきたときに、そしたらここ使わんといかんなるというような問題が出てくるかも分からんと思うて、この問題の、5年間オーバーホールせないかんとか、管理の問題とかいろいろな中で出てきておる。ほんで新規に交換せないかんいう説明書きがあったもんで、ほんでその計画があるかないかということをお聞きしたことですが。

まあ結果としてもしそういう問題が出てきたら、ここは新規に交換するというような問題が出てくらせんかと思思いますけんど、その点はどんなですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

新規に交換とかということは現在のところは考えておりませんが、その使用水量がですね、現在その50トン未満についてはそういう規制ではクリアできるのか、そういう考え方でありますので。

それと前から比べれば、土佐鰹水産がその5月以前の経営状態いかが営業形態を見た場合に、魚についても生でそのまま解体しておりましたので、現在の森下商店についてはそういう解凍。サーモンとかマグロ、カツオの冷凍したものを解凍して行うというもので、水自体の水質としては以前より随分、格段にいいものが流れているものと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

2,460万なにがしの債権の届け出に対してですね、現在のところ135万8,700円の折半ということで60万少しの関係でございますけれども。当初、この浄化槽の2,460万を請求した段階ではですね、届け出た段階では、これには先ほど町長からも説明を致しましたけれども、備品の撤去費、これが約330万程度入っておりますので。その分につきましては町が撤去せずにですね、そのまま現在の指定管理者の方に払い下げをしておるということでございますので、この分については認められませんよということになりました。で、町もその分で撤去費はですね、何ら掛かっていないということでございます。

それから、あの浄化槽の修理の2,129万4,000円につきましてはですね、これ、現在の浄化槽をすべて原型復旧に戻した場合に2,129万4,000円掛かるということでございまして。先ほど申し上げましたように、この浄化槽は経年劣化があるということで、最終的に現在の残存価格は200万程度ですよということになりましたので、そういった大きな差が出ておるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

そういう判断の中でですね、和解を現在提案をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この施設は佐賀町のときからで、施設そのもののやるかやらんかいうときからいろいろ問題のあった施設で。それから、この説明にもあるように株式会社びーみ、魚醤製造いうことでできた施設ですが。

この管財人とのやりとりの中で、町に責任があるということ。まあ、町にも管理の面で責任があつたということになっての賠償やないか、負担をせないかんようなったがやないかと思うのですが。

このあれば基本的には、まあ自分ら条例、それからその当時のびーみとの、これは佐賀町のときの問題や思うのですが、使用契約。まあ、管理についての取り決めがあったと思うのですが。それが今度黒潮町になって、それから前は土佐鰹水産と、ほんで現在は森下商店と、指定管理者の中での使用契約があると思うのですが。

機器の管理の責任についてはどんなような形になっておるがですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

その土佐鰹水産との契約についてはですね、平成17年の3月1日から貸し付けて去年の5月までやっておったんですけど、許可更新については1年ごとの許可更新ということでやっております。

その中で施設の使用条件として、施設および設備については善良な注意義務を持って使用すること。故意または重大な過失によって損害を与えた場合は損害補償すること。そういう条件を付けて貸し出しをしておりました。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

議案第9号、黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第9号、黒潮町水産加工施設の浄化槽修繕費負担の和解についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、10時15分まで休憩します。

休憩 10時 03分

再開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第10号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

今議会に提案致します議案は、議案第7号、平成24年度黒潮町立大方中学校校舎耐震補強改修工事の負担契約の締結についてから、議案第15号、監査委員の選任についてまでの9議案となってございますが、先ほど監査委員の選任、工事請負契約の締結2件、および和解についての4議案を分離可決いただきましたので、ここでは5議案につきまして説明をさせていただきます。

内訳は、専決処分の承認を求めることが1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、一般会計の補正が1件となっております。

まず、議案第10号、先決処分の承認を求めるについてでございます。

平成24年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みで、歳入が歳出に対して1億1,200万の不足が生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により平成25年5月31日付で平成25年度国民健康保険事業特別会計予算の先決処分をし、繰上充用を行うことと致しました。これにより、専決後の歳入歳出予算総額は20億8,079万3,000円となりました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき先決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

繰上充用は平成24年度に続き2年連続となり、国保財政の健全化が大きな課題となっているところでございます。この課題解消に向けて、平成24年度に健康増進計画、特定健診実施計画などを策定するとともに、現在、医療費適正化の計画の策定を進めているところでございます。

今後は、これらの施策の具体的に進めていくことにより国保財政課の健全化を図り、安定的な国保運営に努めていかなければならないと考えているところでございます。今後も議員の皆さまをはじめ、被保険者の皆さまの一層のご支援、ご協力をお願いする次第でございます。

次に、議案第11号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例改正は、指定管理者にかんする事項を他の施設の設置及び管理に関する条例と整合性を図るため、一部改正するものでございます。

次に、議案第12号、黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例改正は、この基金に教育を加え幅広く活用することができるようにするため、一部改正するものでございます。

次に、議案第13号、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定は、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金事業等で交付される交付金を防災目的基金に積み立て、将来の公債費を軽減するとともに防災対策の財源に充当できるようにするため、新たな基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 6,827 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 92 億 6,027 万 7,000 円とするものでございます。

その概要は、当初予算では事業内容などが未定で保留していたものや、各地区等からの要望、その他施設の修繕などの必要な経費を計上したことによるものでございます。

主なものは、地域活性化事業基金への積み立てに 1,000 万、太陽光発電事業会社設立に対する出資金として 1,278 万 4,000 円、町道整備費として 1,796 万円、厚生文教施設安全対策等基本計画策定の委託費として 700 万などでございます。

これら歳出に対する歳入は、各事業に伴う国、県の補助金等を充当し、不足額については財政調整基金で調整するものでございます。

説明は以上でございますが、この後、補足説明を担当課長に説明させますので、慎重なご審議をいただきますようよろしくお願ひ致します。

なお、追加提案と致しまして人権擁護委員の推薦 3 件と、国の要請に対応した職員等の給与削減条例を最終日に提案させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願ひ致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をします。

議案第 10 号について説明を致します。黄色の国保の予算書の方をお開けください。

平成 25 年度国民健康保険事業特別会計補正予算専決第 1 号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 8,079 万 3,000 円に専決処分したものです。

補正の内容につきましては、平成 24 年度国保会計決算見込みで歳入が歳出に対し約 1 億 1,200 万円不足することから、地方自治法施行令第 166 条の 2 により繰上充用の必要が生じました。よって、歳出の繰上充用額と同額の国庫支出金を増額補正したものです。

平成 24 年度国保会計の決算見込みは、歳入見込みが約 18 億 5,400 万円、歳出見込みが約 19 億 6,600 万円、収支差引額が約 1 億 1,200 万円となっています。この不足額を 25 年度の財源により補てんするために繰上充用とするものです。

今後の国民健康保険の健全化については、先ほど町長からもありましたが、予防策、それから医療費の適正化、それと今、県の方が国保の保険者となるというふうな議論もされております。そうなりますと、町自体の国保料の値上げを審議しなくてはならないというふうに考えております。ということで国保料の値上げ、それから一般会計からの法定外繰り出し、これをセットで進めていかなくてはならないというふうに考えております。保険料の値上げを含め、赤字解消に向けて幾つかのシミュレーションを行いながら、数年あるいは中長期的に解消していく方向を今年度中にお示ししますので、ご協議をよろしくお願ひします。

以上、説明しました。

（議場から何事か言う者あり）

議長（山本久夫君）

今、提案理由の説明ですから、14 号までの補足説明があれば、各課長、手を挙げてもらえば。

今、10 号が終わりました。今度は 11 号。

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼します。

続けて、議案第11号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

現在、佐賀、大方2つの児童館があります。佐賀児童館につきましては、旧佐賀町のころより指定管理者制度を導入しており、現行の児童館設置条例の中で指定管理の条項も含まれておりました。現在の指定管理者の指定は、黒潮町公の施設に係る指定管理の指定に関する条例により行われております。この条例と重複する内容が残っている状態となっておりますので、これを解消する条例改正となります。

簡潔に言いますと、新しい条例により指定管理ができるようになりましたので、設置条例から指定管理に関する必要のない条文を削除するというふうな改正になっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、私の方から議案第12号の補足説明を行います。

議案書は10ページおよび11ページでございます。参考資料の新旧対照表では最後のページ、13ページをご覧ください。

黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正するものでございますが、先般、匿名希望の方から黒潮町の教育の向上に役立ててほしいということで1,000万円のご寄付を受けまして、町ではこのお金を基金として積み立てて教育の向上に役立てようとしているところでございますけれども、既存の基金条例には教育にかんするものがございませんので、黒潮町地域活性化事業基金条例の第1条の文中、文化の次に教育を加え、幅広く活用できるようにするため、また、ご寄付くださった方のご意思も反映させるよう、同基金の条例を一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第13号、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についてご説明を致します。

議案書は13ページをお開きください。

黒潮町防災対策加速化基金条例を新たに制定するものでございます。この条例は、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金の交付要綱に基づきまして、南海地震による津波で浸水が予測される地域において、市町村が行う津波避難対策に係る実質的な負担を軽減することにより、県民の命を守る津波避難施設等の整備を加速化するとともに、地域の実情に合わせてきめ細かな防災対策を推進するために交付されるもので、防災目的に限定した基金の設置が求められておりますので、ここに新たに設置するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

それでは私の方から、議案第14号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は14ページになります。

なお、この説明はですね、予算書に基づきまして説明をさせていただきますので、補正予算1号の方の1ペ

ージをお開きください。よろしいでしょうか。

この補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,827万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億6,027万7,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の補正をし、変更後の限度額を17億4,910万円とするものでございます。この予算の概要につきましては、冒頭町長から説明がございましたので省略をさせていただきます。

まず、歳出の事項別明細書から説明致します。16ページをお開きください。

2款総務費でございます。1,156万5,000円補正し、14億2,079万5,000円とするものでございます。この主な要因は、地域活性化事業基金への積み立ての1,000万円でございます。

主な項目を申し上げます。

まず、1項総務管理費の1目一般管理費でございます。149万4,000円補正致しました。これは7節賃金で、職員の産休、育休に伴う臨時職員雇用のための賃金でございます。

続いて、3目財産管理費でございます。169万3,000円補正致しました。これは19節負担金補助及び交付金で、集会場等の整備に対する補助金が主なものとなっております。この集会所の整備場所は、馬地、上分、藤繩、熊井、不破原、川奥、佐賀橋川、市野瀬の8カ所で、シロアリ駆除と雨漏りの修繕となっております。

続いて、5目財政管理費でございます。837万8,000円補正致しました。これは25節の積立金でございます。まず、地域活性化事業基金の1,000万円でございます。これは先ほど総務課長からございましたように、教育関係に使用できるよう積み立てを行うものでございます。そのために、今議会に条例の一部改正を提案しているところでございます。併せてよろしくお願いします。

次に、同対施設使用料調整基金117万2,000円の減額と、施設等整備基金45万円の減額でございます。これは、じいんず工房、ファクトリーコスモ、中商、3つの共同作業所が経営環境も大変厳しい状況にあることから、蛍光灯を電気が少なくて済むLEDに交換したいということで使用料の減免をしてほしいとの要望がありました。これを受けて、使用料を減免するために積立金を減額するものでございます。

なお、この3つの共同作業所には現在雇用者が110名おり、地域の活性化および雇用対策にも大きく貢献している状況でございます。

次に、財政支援事業基金5,000万円の減額と防災対策加速化基金5,000万円でございます。これも先ほど総務課長の方から説明がありましたように、高知県の津波避難対策加速化臨時交付金を財政支援事業基金へ積み立てることとしておりましたけれども、県との協議で新たな基金条例の制定が必要となりましたので、このため今議会にですね、黒潮町防災対策加速化基金条例の提案をしているところでございます。これによりまして、財政支援事業基金から防災対策加速化基金へ組み替えをするものでございます。

次に、3款民生費でございます。426万9,000円補正し、19億8,322万5,000円とするものでございます。

3項児童福祉費、3目児童福祉施設費をご覧ください。ここでは18節備品購入費として402万9,000円を補正致しました。これは保育園児等の送迎バス1台を購入を考えておるところでございます。ただし、この財源の一部はですね県補助事業を考えておりまして、補助事業に採択にならない場合は購入は難しいというふうに考えているところでございます。

次に、4款衛生費でございます。1,315万2,000円補正し、5億7,045万1,000円とするものでございます。

まず、24節投資及び出資金の1,278万4,000円でございます。これは3月議会でも少し説明させていただきましたが、国営で農地造成した平成団地の一角に、県、町、企業の3者で太陽光発電を整備するために会社を設立する出資金でございます。

また、17節公有財産購入費36万8,000円は、この施設を整備しようとする土地に一部JAの土地が含まれて

おりますので、その土地を購入したいと考えているものでございます。なお、この計画では、この太陽光発電を整備することにより本町に売電収入として入ってくるお金は、20年間で土地、賃借料、固定資産税および資本金を含む配当などの総額が約5,600万程度となる予定でございます。

次に、6款農林水産業費でございます。915万4,000円補正し、7億9,400万2,000円とするものでございます。

18ページの方をお開きください。

まず、1項農業費、3目農業振興費でございます。ここでは19節負担金補助及び交付金に384万7,000円を補正致しました。これはミョウガの養液栽培施設整備に対して補助をするものでございます。面積が約22アルとなっております。

続いて、2項2目林業振興費でございます。424万円補正致しました。主な内容は、イノシシ等の有害鳥獣対策費でございます。主なものは8節報償費で424万円でございます。これは国が25年度有害鳥獣対策の強化を図る目的で、イノシシとシカを駆除した場合、現在の奨励金に8,000円を上乗せするものでございます。このことにより、イノシシは一頭当たり従来の5,000円に8,000円がプラスされ1万3,000円に。シカは1万円に8,000円がプラスされ1万8,000円となる予定でございます。ただし、幼体につきましては1,000円となっております。ちなみに、イノシシは500頭、シカは30頭分となっております。

続いて、3項2目水産業振興費でございます。ここでは、主なものとしまして19節負担金補助及び交付金に100万円を計上補正致しました。内容は、10月に行っておりますもどりガツオ祭への補助で、テントなどの備品が主なものとなっております。なお、財源は地域振興財団から100パーセントの補助を受けることとなっております。

次に、8款土木費でございます。1,796万円補正し、11億1,292万4,000円とするものでございます。

ここでは、2項2目道路新設改良費に1,796万円を補正致しました。内容は、社会資本総合整備交付金事業を活用して町道整備を行うものでございます。

まず、12節の役務費460万円でございます。これは、芝の町道七貫下坊線の用地買収に伴う土地の鑑定委託料です。

続いて、13節委託料の500万円でございますが、これは町道七貫下坊線と町道土橋線などの改良工事に伴う補償および測量設計の委託料でございます。

続いて、15節工事請負費の750万円でございます。これは町道土橋線の改良工事費でございます。

また、17節公有財産購入費300万と22節補償補填及び賠償金200万円につきましては、町道七貫下坊線の用地買収と、倉庫、電柱等の移転補償費となっております。

次に、20ページをお開きください。

9款消防費でございます。952万1,000円を補正し、9億9,480万8,000円とするものでございます。これは1項4目防災費でございます。

内訳は、まず7節賃金の124万7,000円でございます。現在、防災対策として避難道整備の加速化を図っているところでございますけれども、用地対応に時間を要するため臨時職員1名を増員するための賃金でございます。

続いて、8節報償費40万円、9節旅費11万円、および11節消耗品5万3,000円でございますが。これは防災教育啓発とともに意識の向上を図るために、今年の11月3日を中心に津波シンポジウムを核とした催しを行う予定でございます。名称は、黒潮レジリエンス2013というふうなことで銘打ってですね、催しを計画しているところでございます。それに必要な講師謝金等の経費を計上致しました。主な事業内容は、子ども防災フェ

スタ、津波防災シンポジウム、ならびに津波防災フィールドワークなどとなっております。

続いて、13 節委託料 700 万円でございます。これは昨年公表された国、県の津波浸水予測を受けて、現在、佐賀地区の厚生文化施設の高台移転を検討しているところでございますが、今後、国、県と協議をする上で高台移転構想計画を策定する必要があるという判断から、今回、計画策定費の委託費を補正するものでございます。

次に、10 款教育費でございます。265 万 6,000 円を補正し、6 億 8,132 万 6,000 円とするものでございます。

補正額は大きくありませんが、4 項 5 目図書館費をご覧ください。ここで 11 節需用費に 166 万 1,000 円補正致しました。これは、あかつき館の非常用発電設備と浄化槽のブロアーが故障したため、緊急に修理を行う必要が生じたため補正を行ったものでございます。

続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。13 ページにお戻りください。よろしいでしょうか。

まず、13 款使用料及び手数料でございます。162 万 2,000 円を減額致しまして、1 億 347 万 7,000 円と致しました。これは 5 目の商工使用料の減額でございます。先ほど出の方で説明致しましたけれども、共同作業所 3 カ所の減免を行うことによって使用料が減額というふうになっております。

それから、14 款国庫支出金でございます。2,394 万 8,000 円補正し、8 億 5,738 万 3,000 円とするものでございます。これは、24 年度の国の補正予算を活用したことにより交付される地域の元気臨時交付金と町道整備に伴う交付金でございます。

また次に、15 款県支出金でございます。1,643 万 7,000 円補正し、10 億 7,742 万 8,000 円とするものでございます。これは説明欄にありますように、各事業に伴う県の補助金でございます。

続いて、少し飛びますけれども 15 ページをご覧ください。

21 款町債でございます。860 万円補正し、17 億 4,910 万円とするものでございます。事業名等をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、一般財源であります 18 款繰入金でございます。1,991 万 4,000 円補正し、2 億 9,818 万 5,000 円とするものでございます。これは、国の補助金や起債などの特定財源すべてを充当し、なお不足する額を財政調整基金から繰り入れし、財源調整をするものでございます。

次に、第 2 表地方債の補正でございます。9 ページをご覧ください。

この補正は、高齢者福祉債と道路整備事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 17 億 4,050 万円を、補正後は 17 万 4,910 万円とするものでございます。そのほかの起債の方法、利率は変更ございません。なお、この補正後の限度額は、15 ページの 21 款町債の合計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 10 号、専決処分の承認を求めるについて（平成 25 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

この 1 億 1,200 万に対する、その中身をもう少し承知したいわけでございます。

というのは、税金を上げるという説明がすぐございましたので、これはこの金の中身を十分に説明していただいた上で、やむを得んから上げるというようなことになれば前へ進みやすいわけですが、議論が。善しあし

は別として。その中身がないと、ちょっと荒っぽい話かなというように思うわけでございます。

それからですね、頂いたこの資料で 24 年度見込みというように書いてございますが、右片に 25 年 5 月 31 日現在とあります。5 月 31 日いうたら出納閉鎖のはずでございますが、この段階で見込みというのはどういうことでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

まずは 24 年度の決算の中身についてですけども。

議員協議会の中でもご説明したとおりですけども、その 23 年度の比較という欄、表でありますけども、そこで表されておるのが国庫補助金の補助率等の減額がまず一つあります。そして、それに見合う分の県の増額は一部ありました。そして共同拠出金の減、そして昨年度は基金が残っておりましたので基金の繰り入れがありましたが、24 年度は基金が全くない状態になっております。そういう歳入の減等を含みまして、24 年度は赤字というふうな格好になっております。

23 年度からも繰上充用として 3,500 万ほどありましたので、その分もプラスになっての繰上充用額というふうになっております。

そしてもう 1 つが、5 月 31 日についてですけども。

一応、5 月 31 日出納閉鎖以後にですね、若干ほかの銀行とかですね、納入金が入っておる場合がありますので一応見込みというふうに書かさしていただいて、6 月過ぎて若干、ほかの銀行から 5 月 31 日までに入った納入金等がありますので、一応見込みというふうな書き方をさしていただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そのね、まず値上げの、税の引き上げという話は、行政としてどればあ努力したという説明が要るんですよ。どういう努力をしたのか。努力するのは当たり前な話なんですよ。その当たり前な話がね、できないかんがですよ、初めに。金がないなったけん上げますいうたら、別に課長、誰でもできる話ですよ、これ。何のために黒潮町がやっておるのか、国保の経営を。そりや誰でもできるような話を聞きゆうわけやないです、こっちは分かりきった話やから。どういう努力をしたか、ここが大事ながですよ。

ほんで、その税収の所らでも三角になっておるので、その中身ですね。どういう努力をしたけれども、どうしてもこれはできませんでしたという話が必要なわけですよ。大変ね、そこから言われる言葉は町民に対してはね、強い姿勢の言葉に聞こえるわけです。先ほどの課長の説明は。

ただ、これ気を付けないかんのは、皆さん、町長がそれ言いようがですよ。町長の補助機関としてそこで答弁しようがやから。説明しようがやから。それはね、一言一言、町長が言いゆう。そのことをね、腹へ入れてやってくださいよ。新しくなったら課長やから、それは何もかもいっぱい大変やと思うけど、議場とはそうしたもんできね。町民の代弁者ですよ、みんな。代表者。そういうことをね、きっと念頭に置いてやってもらうように以後お願いしますね。

それから、ここね 5 月 31 日の件は、これは出納閉鎖がよね、どう考えちゅうやろうか思うて、私今思うたんじやけど。整理期間中よね。本来、3 月末ながよね。その間、あと 2 カ月は整理期間中やもん。その後から入ってきたきいうがはよね、じやあ出納閉鎖はいつですかと、これは。自治法はどうなつちゅうが。それやつ

たら、出納閉鎖はいつまでという決め事は要らんでしょう。金融機関であれどこであれ関係ないですよ、これは。そういう法律やき、それはそのとおりやつていかなかん。だから未収金じや。銀行が入らったらこれはね、どこがはめられたかいう、送金が遅れたかいうがは、それは銀行の怠慢じや。そのチェックは厳しくせないかん。そんなことせんとおってよね、見込みやいうてこれ、町民をだましようことになるぜこれ。その言い方は。だからいかんいうが。きっと、やることはやって努力しましたと。それは入らん思うたら、汗を流して銀行へ行って、入らったら困りますと。国保会計が回りませんという話やってもらわな。

それから国費が下がったというて簡単に言うけど、じゃあ下がる、下がったがやったらそのあれを戻して、上げてもらう努力をどうしたのか。その努力をすることが皆さんの仕事ながですよ。だから、そういうことをきっとこの場で説明をしてほしいわけです。

今後やるかやらんかいうことを含めてね、ひとつお答えください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきたいと思います。

本来でございましたら私が答弁すべきものであったかと反省してるのでございます。

まず、国保会計の運営が非常に厳しいというのは、議員の皆さんもご理解いただいているところであろうかと思います。これまでのその国保会計の運営につきまして財源確保をいかにするかという議論は、どちらかと申しますと税のお願いか、もしくは法定外繰入かということで議論をしてきたようにも思っております。現在、執行部と致しましてはありとあらゆる手を使ってというような感覚で、今進めてるところでございます。

大きく申し上げますと3点ございます。誰でも分かることでございますけれども、歳入の確保と、それから歳出の抑制。ならびに累積を抱えておりますので、これらを単年度でどういった決算処理をしていくのか。こういった3点でございます。

まず、歳入の確保についてでございます。

歳入の確保につきましては、これまでご提示させていただきました資料をご覧になるとお分かりいただけようかと思いますが、不均一課税から均一課税に統一したときに、相当の税の軽減ということになりました。4億程度あった税収が2億強ということでございまして、現在の国保をしっかりと分析しますと、税に見合った運営になってないというのが現状であろうかと思ってございます。いずれにしましても、どういう手法を使いましても税のお願いはいざれご提示さしていただけなければならないと、そのように考えてございます。

それからもう1つは、これまで法定外繰入のことにつきまして否定的な答弁もさしていただきましたが、前回、そういった処理をさせていただきました。これからも、この法定外繰入も歳入の確保につきましては一定考えていかなければならぬと、そのように考えてございます。

続きまして、歳出の抑制についてでございます。

こちらにつきましても、これまで申し上げてまいりましたが、歳出抑制の大きな柱が健康増進であった。これが黒潮町の特性であったかと思ってございます。こちらにつきましても平成24年度に明確な基準を設けるために健康増進計画を策定致しまして、本年度はその計画に基づきましてさまざまな取り組みを行っていくところでございます。それがまず第1点。

そして歳出の抑制のもう1つ、昨年度から始めました医療費の適正部会。こちらにつきましては、健康増進はもちろんでございますが、それ以外の要素でも医療費を適正できるところがあるのではないか。そういうことを今部会で、幡多医師会の方にお世話をなりながら検討しているところでございます。これは3月議会で

も申し上げましたが、検討に相当の期間を要するために、何とか10月ぐらいにまとめる。そういうスケジュールで進めていきたいと思ってございます。

こういった歳入の確保と歳出の抑制を組み合わせた上でなお、累積を抱えておりますので、この決算処理は当面繰上充用をやらしていただかないと会計処理はできないと、こういったことになってございます。

この大きな3点の柱を、一つ一つ実効性の高いものを進ちょくさせていくことで、少しでも国保会計の運営に資するようにしていきたいと思います。まず、会計処理で繰上充用はどうしても皆さんにお認めいただくよう、ご理解をいただくようにお願いをしなければならないところでございますが、当面の喫緊の課題と致しましては、その単年度の実質収支をまず黒字を持っていくと。ここが最大の課題であると思ってございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今、先ほどの説明の中で一部分かりませんでしたので、追加でお願いします。

24年度の見込み額というのがほんとに少なくてですね、1億1,200万の補正で繰上充用するということですが。これは、前にも議員協議会で頂いたあの会計予算の見込みの所にもちょっと載ってないと思うんですが、この1億1,200万のうちにですね、税の未収が約半分ぐらいあるんじゃないかなと思うんですが。これ見ると、23年度の単純比較だけでこうやって書いてますけども、税の未収が非常にこのウエートを占めちゅう分もあると思うんですが、この付近がどうも隠れておるんじゃないかなと思うんですが。一番の対策としては、そのことをやっぱり重点目標にしていかないと。まじめに払いゆう方と払うてない方の差というがは、今度税を上げるにしてもですね、その付近をきっちりしてないと住民にやはり説明しにくいんじゃないかなと思います。

それから、すぐにこの、前も言ったんですが、入ってくる可能性のない調整交付金のところですぐに調整をしゆうというところも。前に副町長が国の方に期待を込めてということもあったんですが、だんだん下がつていきゆうときに期待も込めれんと思いますが、その付近も同じ考え方ですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

滞納の件につきましては、昨年度より町内で滞納の徴収委員会を設定をしてですね、それで力を入れておるところですので。国民健康保険についてもですね、その中で徴収にはみんなの協力で徴収に努めていきたいというふうに思っております。

それと国庫支出金での対応ですけども。滞納とかですね、いろいろ入についてどこの入を増額をしてもですね、1億1,200万の対応というのは実際には無理でございます。一応、国庫補助金に入る分をですね、24年度の赤字に充当するという意味で、今回の繰上充用とさせていただいております。ほかの入でも対応し切れることはどこも同じでございますので、一応、現在ある国庫補助金で対応させていただくということでご理解をよろしくお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今数字が出てきませんでしたので。

この表に出てきてない数字として、滞納額は24年度決算で幾らになります。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

24年度国保税の一般被保険者分のですね滞納額でございますが、24年度課税分が1,777万4,550円となっております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それは繰り越しというか、延滞も含めてですか。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

ただ今申し上げた金額は平成24年度課税分の未収額でございますので、延滞金等は入っておりません。税額のみです。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は関連してですが、その国保の問題については歳入歳出それぞれ研究していくかもしれませんけれど、町民に対しては、先ほど町長言われよった中長期のですね計画をぜひ、町民に分かりやすいように考えていただきたい。

というがはですね、その税を上げるにしても、単年度単年度で議会に了解を得てやっていくわということじゃなくて、これから3年先、5年先までには、こういう税率のアップの仕方で計画しておりますと。町民の皆さんにもいろいろと不安も抱えておるわけですので、その心配のないような税率アップでいきますというような格好ですね、ぜひ中長期の説明ができるような格好をお願いしたいのですが。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

中長期と自分の方で申し上げました。実際の赤字額が单年度で7,000万近く出ようということでありますので、本年度、25年度もですね、同じ程度の赤字が出る可能性もあります。そうすればかなり大きな赤字額となりますので、それを一括で短い期間でですね解消していくというのがなかなか難しいとも思われますので、中期的なものも含みながらですね、幾つかのシミュレーションをご提示しながら皆さんに協議していただくということになろうかと思いますんで、よろしくお願ひをします。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町地域活性化事業基金条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町防災対策加速化基金条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

次の議案第 14 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち 2 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

2 款ですね 19 節のところですが、佐賀地域集落整備事業の所で説明がありました。これは佐賀地域の集会所等の事業ですけど。

シロアリとか何とかというのは大方地域でも問題あるとは思うんですが、今後、大方地域の集会所もやっていくのか。大方地域はどういうふうになるのか、ちょっとお尋ねします。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壮君)

お答えします。

集会所の整備につきましては、西村議員の一般質問も出ておりましたけれども、若干、佐賀地域と大方地域の取り扱いが違っております。

佐賀部分については、全部じゃありませんけれども、ほとんどが部落所有と現在なっております。大方地域の方はですね、町所有となっておりますが。いずれにしましても、その集会所を整備する場合には補助率は同じでございます。地元負担が 2 割ということになっております。

そういう中で今回挙げておりますのは、たまたま佐賀地域の集会所が重なったというところでございまし

て、大方地域の要望は挙がってなかつたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、大方地域も佐賀地域もですね、要望等が挙がつてくれれば順次修理はしていく予定でございますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

この17ページの。（議場から何事か発言あり）まだそこまでいちらんかね。

（議長から「今、2款です。歳出の2款です」との発言あり）

2款か。はい。ああ、どうも。

議長（山本久夫君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

3款のですね一番最後、児童福祉施設のバスの購入ですが。

バスはどこへ、どの分へ配置される予定でしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

保育園バスで予定しているのは、佐賀地域の保育園バスということで予定しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち4款の質疑はありませんか。

森君。

11番（森治史君）

17ページ、衛生費の方の24節になりますが、投資及び出資金という所でございますけど。町がこれ、今度できる太陽光発電の会社の設立に対する資金として1,278万4,000円が計上されております。

これは法人になるがでしようけど、民間の参入ですよね。これ、官民一体ということだったと思いますので。

その民間の方で、もうこうやって資金まで挙げてきておりますので、相手方のグループの方は会社名、町と県とそのどこそこがグループになってやるとかいうことが分かればお願いを致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

現在のところですね、企業名とかは決まっておらずですね、今回の予算議決をいただきましたら、県の方が行っている事業ですので県と協定を結びまして、県の方で業者選定をするプロポーザルを行うように設定をしております。そのときに県内業者等を選択をしまして、その業者にプロポーザルで決定をするというふうな運びになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

この事業ですけど、言うたら民間のところをよね、町内の住民から出資を募って、そういうグループができるの中に入れる。まあ、企業じゃないですけどそういうように出資して、やっぱ町民全体で自分たちのための電力だというような意識付けができる方向が取れるもんではなかろうかというように私は考えますが。

それに、この出資金のとこなんかでも、住民から集めてというようなものは、やっぱり今の段階、県との補助の関係もあるうと思いますし、まあ国のいろんな政策面もあるうかと思いますけど、住民参加型という形はそういう計画としては取れないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

高知県のですね、地域還流再エネ事業の一つとして計画をされております。県の方でも、市民の方が出資できるようなことも検討をされたようですが、一応この事業の中では市民ファンドといいますか、そういうことは考慮しないということで決定をしておるようです。

同じ事業につきましては、先日新聞に載っておりました日高、それから安芸の方で計画をされておるようです。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

すいません。この今、森議員が言いよった土地はですね、総務委員会の方でもちょっと現地の方へ行っておりました。まあ非常に広い土地で、その施設造るにはできると思うんですが。

この土地は山の付近をカットしてできておりますので、最初は目的があつて開いておると思いますし、現在の地目とか、そういう部分はどんなになっておりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

現在の町有地の地目は山林というふうになっております。平たんに開いておりますので、まあ原野的といいますか。かなり手を加えればですね、畑にもなるような状況とは思いますけども、地的には山林というふうになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いや、1つ質問したがを抜けてると思うんですが。

何の目的であこを開いたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をしました。

目的といいますのは、国営を開くときの土取り場というふうな格好で聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち6款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この鳥獣の関係ですが、これ予算を組んでいただいて、それはまあうれしいところです。

ただ、サルですね。説明いただいた話の中でサルの声が妙に聞こえなかつたので、まあ言ったかも分かりませんよ。私には聞こえなかつたので、なお、サルの対策について一頭当たりのその報奨ですね。

あるいは、具体的に、その町内へサルを撃ついう人がなかなか嫌がる声が多いわけでした。その際、仮にサル退治をするとしたらどういうふうなことを考えておられるのか。

この2点についてお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

サルの報奨金ですが。これについては去年、1万5,000円から3万に上げたところです。

去年も町内、この下田の口から佐賀の橋川あたりまでずっとサルの被害が出て、学校等に、保育所等にも危険ということで通知はしておるがですが。それから農作物の被害、メロンとかトウキビですね。そういうものが被害を受けております。報奨金をこの3万に上げてでも、町内の獣友会の方で受けてくれる方は現在のところまだ見当たりません。

それで対策というか、自分たちが考へてゐるところは、大月町の方で年間サルを100頭ぐらい撃つ人がおるようです。今のところまだサルがちょっと少ないんですけど、今年は。この間も一部、佐賀庁舎の方に出てきてますので、そういうことが起こればそういう所に相談してですね、佐賀の方に来てもらって駆除の方をやつてもらったらと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

先ほどの議案にも関係したことですが、節の15で1,900万が減になって、それから18節備品購入費で1,900万計上されておるもんで、そのことは別に問題ないのですが。

初め計画したときには、それをはめちょっとと。道の駅の工事費の中へね。それで、まあ何か言うたらおかしいけどあって、これは具合が悪いき備品としてあれを振り替えしたがやおとは思うのですが。

まあ、それは自分が思うのですが、どういうがでこう振り替えたかお聞きします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

お答え致します。

当初はですね、外構、電気、そして建設主体工事、そして備品購入まで一括工事を考えておりましたが、地域雇用あるいは産業振興という観点から分割して発注するという方針を固めましたので、予算の組み替えを致しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

それで、この備品の中にはどんなもんが入るですかね。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

備品と致しましては、厨房機器、そしてPOSシステム、そして家具等を考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

これ、厨房の機器類にしてみても、やはりこっちが構えるべきもんではないと。特にPOSレジというのは、私は最初から備品購入で入った件で、ビオスの方でも、これは当然事業体が、事業主いうか受ける所が買うで構えるべきではないか。それから冷蔵庫なんかにしてみても、こちらでは皆さん始めるときにみんながお金を出し合って、いわゆる冷凍庫なんかとかいろいろなものを、備品をそろえております。

そういうとこからいきますと、ここですべて家具類とか何とかがそろってくるということになりますとちょっと条件が違うし、こういうものを外して、今度は備品費のこちらの方で購入費に入っていますけど。おたぐらすぐ、家賃にしても整合性がどうのこうのというような言葉が出てきますけど、私は特にところも踏まえ

て、やはりそんだけの腹くくってやってもらうという意味も含まって、そういう厨房はもしあれでしたら向うで構えてないもので構えるんだったら、先にやっちゅう事例がありますのでそのへんを。

あくまでも POS レジというのは、やはり耐用年数も短いものですので、もし、それはやはり受ける指定管理者の方で購入してもらうて、指定管理者の使いよいものを構築してもらう方がいいと私は思います。

で、やはり、どう言うたかな。特に耐用年数が短いもんですね、傷いたんだその他修理はすべて、町の備品として構えた以上は町がすべて整備をせないかん、直しもせないかんなってきます。それは一応契約の中で、軽微なものはあなた方、金額がこれ以上張るときには町がしますよというような協定は結ばれると思いますけど。やはりそのへん、1,900 万ですか。かなりのあれになってくると思います。

そのへん、ビオスのときにも私はこういう物の購入については、やはりその事業をやる方が自分よりよいようにやってもらうたらええことやしということで、当然それは買うべきではないということで再三やった経過があります。やはり、ここでもやっぱり考えていただきたいものだと思います。

それと、冷蔵庫とか何とかいろいろ備品類があると思います。その購入まで含まつておるんしたら、なおのことそういうところも再検討が必要ではなかろうかと思うんですが。

そのへんはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

今回の備品につきましては、施設に必要なものだと考えております。ただ、今後におきましては指定管理の中で基本協定、あるいは年度協定の中で維持管理、ランニングコストについては、具体的なその管理の在り方については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

そしたら、この一番寿命の短いとされてる POS レジについてですけど、これはやはりその倍の年数にしてでもかまんから使用料の中に含めて、町が何かあつたら買い替えのときの基金と積み立てるように、いわゆる家賃収入として換算すべきだと思いますが。

そのへんの検討について、いかがなものでしょうか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

今後使用料の算定につきましては、そういうことも含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち 10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第 2 表地方債補正についての質疑を終わります。

これで議案第 14 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号の歳入の全部、歳出のうち 2 款および 9 款、第 2 表地方債補正を付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 14 号の歳出のうち 6 款および 8 款を付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 14 号の歳出のうち 3 款、4 款および 10 款を付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 21 分